新潟県条例第6号

特別職の職員の給与に関する条例及び新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例 (特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

 改 正 後
 改 正 前

(目的及び適用範囲)

- 第1条 この条例は、次に掲げる職員(以下「特別職の職員」という。)の給与について、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。
 - (1)~(13) (略)
 - (14) 県監査委員等
 - (15)~(19) (略)
- 2 (略)

(旅費及び費用弁償)

- 第5条 特別職の職員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額の旅費又は費用弁償を支給する。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 地方公営企業管理者、知事の秘書、非常勤の顧問、参与及び県専門委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙立会人、海区漁業調整委員会の委員及び専門委員、内水面漁場管理委員会の委員及び専門委員、監査専門委員、母子・父子自立支援員、婦人相談員並びに臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者 旅費条例を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額。ただし、常時勤務する在勤庁のない者の旅行雑費を計算する場合における旅費条例第19条第1項の規定の適用については、旅行の出発地を在勤庁及び在勤地とみなす。
 - (4) (5) (略)
 - (6) 附属機関の構成員 第2号に定める額及び第3号に定める額のうち、知事が定める額
- 2 3 (略)

別表 (第2条関係)

知事給料月額1,266,000円副知事"991,000円教育長"835,000円地方公営企業管理者"858,000円以内

(目的及び適用範囲)

- 第1条 この条例は、次に掲げる職員(以下「特別職の職員」という。)の給与について、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。
 - (1)~(13) (略)
 - (14) <u>県監査委員</u>
 - (15)~(19) (略)
- 2 (略)

(旅費及び費用弁償)

- 第5条 特別職の職員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額<u>(非常勤の顧問、参与及び県専門委員並びに附属機関の構成員にあつては、当該各号に定める額のうち、知事が定める額</u>の旅費又は費用弁償を支給する。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 地方公営企業管理者、知事の秘書、非常勤の顧問、参与及び県専門委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙立会人、海区漁業調整委員会の委員及び専門委員、内水面漁場管理委員会の委員及び専門委員、母子・父子自立支援員、婦人相談員並びに臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者旅費条例を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額。ただし、常時勤務する在勤庁のない者の旅行雑費を計算する場合における旅費条例第19条第1項の規定の適用については、旅行の出発地を在勤庁及び在勤地とみなす。
 - (4) (5) (略)
 - (6) 附属機関の構成員 第2号に定める額及び第 3号に定める額
- 2·3 (略)

別表 (第2条関係)

知事給料月額1,256,000円副知事"983,000円教育長"828,000円地方公営企業管理者"851,000円以内

知事の秘書	II	572,000円以内	知事の秘書 県監査委員	" <u>5</u>	<u>67,000円</u> 以内		
<u>県監査委員等</u> 識見を有する者のうちか		から選任された	識見を有	「する者のうちた	いら選任された		
委員		205 200 H	委員		200 000 00		
常勤		685,000円	常勤	 	680,000円		
		685,000円以内		カ 報酬月額 <u>6</u>			
議員のりに	らから選任さ 〃		職員の シ	ちから選任され "			
監査専門委		184,000円		"	183,000円		
<u>氫重等円分</u>	× 具 報酬日額	50 000 M N 14					
 県教育委員会	<u> </u>	50,000円以内	県教育委員会				
- ポ級月安貝云 委員	報酬月額	207,000円	来教育安貞去 委員	<u> 11 </u>	205,000円		
県人事委員会 	+KH/1// 14K	201,000 1	県人事委員会	<u>"-</u>	200,000 1		
委員長	IJ	226,000円	委員長	JJ	224,000円		
委員	JJ	207,000円	委員]]	205,000円		
(略)		201,000 1	(略)		200, 000 1		
県労働委員会 			県労働委員会				
会長	報酬月額	226,000円	会長	報酬月額	224,000円		
公益委員	JJ	207,000円	公益委員	<u> </u>	205,000円		
労使委員	IJ	176,000円	労使委員	Į "	175,000円		
(略)			(略)				
特別調整多	委員のうち		特別調惠	を 員のうち			
公益を付	代表する者		公益を	代表する者			
	報酬月額	207,000円		報酬月額	205,000円		
労使を作	代表する者		労使を	代表する者			
	<i>II</i>	176,000円		"	175,000円		
県選挙管理委員会			県選挙管理委員会				
委員長	JJ	226,000円	委員長	II	224,000円		
委員	IJ	207,000円	委員	<i>II</i>	205,000円		
(略)			(略)				
県公安委員会	±□ ≖Ⅲ □ <i>妆</i> 云	000 000	県公安委員会	七月 五川 日 安宏	004 000		
委員長	報酬月額	226,000円	委員長	報酬月額	224,000円		
委員 収用委員会	<i>II</i>	207, 000円	委員 収用委員会	II	205,000円		
会長	報酬日額	24,000円	収用安貞云 会長	報酬日額	23,000円		
委員		21,000円	委員		20,000円		
海区漁業調整委員会		21,000 1	海区漁業調整委員会		20,000 1		
会長	IJ	21,000円	会長	` <i>11</i>	20,000円		
委員	JJ	18,000円	委員	<i>))</i>	17,000円		
専門委員	JJ	18,000円	専門委員	į "	17,000円		
内水面漁場管理委員会	<u>></u>		内水面漁場管理委員	会			
会長	JJ	21,000円	会長	"	20,000円		
委員	IJ	18,000円	委員	"	17,000円		
専門委員	IJ	18,000円	専門委員	Ĺ <i>II</i>	17,000円		
非常勤の顧問、参与及	及び県専門委	員	非常勤の顧問、参与	及び県専門委員			
報酬日額の場合 <u>63,000円</u> 以内			報酬日額の場合 <u>62,000円</u> 以内				
報酬月額0		634,000円以内	報酬月額	_	29,000円以内		
報酬年額0	· ·	031,000円以内	報酬年額		23,000円以内		
附属機関の構成員		30,000円以内	附属機関の構成員		29,000円以内		
母子・父子自立支援員	員 報酬月額		母子・父子自立支援	員 報酬月額	110,000円		
婦人相談員	IJ	111,000円	婦人相談員	IJ	110,000円		

臨時又は非常勤の調査員、嘱託	壬員及びこれらに準	臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準				
ずる者		ずる者				
報酬日額の場合	51,000円以内	報酬日額の場合	50,000円以内			
報酬月額の場合	<u>510,000円</u> 以内	報酬月額の場合	<u>506,000円</u> 以内			
報酬年額の場合	510,000円以内	報酬年額の場合	506,000円以内			

(新潟県議会議員給与条例の一部改正)

第2条 新潟県議会議員給与条例(昭和25年新潟県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	改	-	Ē	後			改		正	前	
第2条	議長、	副議長及	び議員の調	義員報酬額は	、次	第2条	議長、	副議長及	なび議員の	議員報酬額は、	次
のとは	のとおりとする。			のとおりとする。							
議	長	月額	98万1,0	000円		議	長	月額	97万3,	000円	
副調	養長	月額	<u>85万8,0</u>	000円		副詣	養長	月額	85万1,	000円	
議	員	月額	78万6,0	000円		議	員	月額	7	8万円	

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。